

戸田市中町会会則

第1章 総 則

(名称及び事務所)

第 1 条 本会は、戸田市中町会と称し事務所を戸田市中町1丁目28番地の6中町公民館内に置く。

(町会区域)

第 2 条 本会の区域は、中町1丁目・中町2丁目の全域に下戸田1丁目・下前1丁目・喜沢2丁目の一部を含む区域とする。

(目的及び方針)

第 3 条 本会は、中町会区域内の住民が相互協力により福利の増進と生活文化の向上を図り併せて戸田市行政に協力することを目的とし、次の方針に基づいて活動する。

- (1) 本会の運営はあくまでも公明にして民主的に行う。
- (2) 宗教や政党には全く関係しない。
- (3) 営利的企業及び特定の政治候補者を支持しない。
- (4) 住民によって構成された民主的団体の自主性を尊重する。

第2章 事 業

(事 業)

第 4 条 本会の目的及び方針に基づいて次の事業を行う。

- (1) 住民の福利増進と生活向上に関する事業
- (2) 住民の親睦と相互扶助並びに健全娯楽に関する事業
- (3) 文化・社会教育・体育に関する事業
- (4) 保健衛生・環境美化・清掃に関する事業
- (5) 自主警備及び防災に関する事業
- (6) 市行政への協力に関する事業
- (7) その他目的達成のために必要な事業

第3章 会 員

(会員資格)

第 5 条 第2条の区域に在住する世帯をもって構成しその代表者として世帯主を正会員とする。ただし、同一世帯で世帯主に代わり、又は独立して会員になることを世帯主が認めた者は正会員となることができる。

2 第2条の区域に事業所を有する個人及び法人を特別会員とする。

(会 費)

第 6 条 前条の会員資格を得るためには定められた会費を納入しなければならない。

第4章 組織及び構成

(組織)

第7条 本会の組織は、班を基幹組織とし班内に共同生活体としての利便に資することを目的として組を置く。

(班の構成)

第8条 班の区域は、原則として公道によって区画された1ないし隣接した数区画をもって1箇班とし、世帯数はおおむね50世帯から150世帯までとする。

(組の構成)

第9条 組の区域は、班内の生活利便を考慮したおおむね10世帯から30世帯を一団として構成することを基本とする。

第5章 役員

(役員の種類別)

第10条 本会に次の役員を置く。

(1) 会 長		1 名
(2) 副 会 長	1 ないし	2 名
(3) 会 計	1 ないし	2 名
(4) 監 査		2 名
(5) 部 長	各 部	1 名
(6) 理 事		不定数
(7) 組 長	各 組	1 名
(8) 待 遇 者		若干名

(役員を選任)

第11条 前条の役員は、次の手続きにより選任する。

- (1) 会長は、推薦委員会において推薦された者を理事会において選任する。
- (2) 副会長・会計・監査・部長は、会員に推薦された者が指名し推薦委員会の承認を得て理事会において選任する。
- (3) 理事のうち、班長は当然に理事となり、これとほぼ同数を過去に理事経験を有する者のなかから推薦委員会が理事として認定する。これを推薦理事と称する。

2 班長及び組長はそれぞれの組織内において選任する。

3 待遇者は、第10条1号から5号までの職に在任し本会の運営に顕著な功績があると推薦委員会において認めた者を、理事会の3分の2以上の同意を得て代議員会の承認により選任することができる。この場合、会長の職にあったものは顧問とし、他の職にあった者は相談役とする。

(役員任期)

第12条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、退任の後も後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

4 待遇者の任期は、前各項にかかわらず理事会で定める。

(役員の仕事)

第 13 条 役員は、次の会務を執行する。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し必要によりその職務を代行する。
- (3) 会計は、出納・財産に関する事務を行う。
- (4) 監査は、事業及び会計を監査する。
- (5) 部長は、担任する事業を統括する。
- (6) 理事は、部に属し担任する事業を執行する。また、班長理事は併せて班内の事務を執行する。
- (7) 組長は、組内事務を執行するとともに代議員となり本会の意思決定に参与する。

第6章 推薦委員会

(開催時期)

第 14 条 第 11 条に規定する推薦委員会は、役員改選がある年度の代議員会の予定日の2箇月以前に理事を、1箇月以前に会長等の役員を選任し承認しなければならない。

(推薦委員)

第 15 条 推薦委員会の委員は、第 10 条 1 号から 5 号及び 8 号の役員並びに各部の部長がその属する部員のなかから指名した 1 名を加えた構成とする。

(除 斥)

第 16 条 選考において、候補となった出席者は表決時には退席しなければならない。

第7章 会 議

第 17 条 本会の会議は、代議員会及び役員会並びに常会とする。

- 2 代議員会は、会員の総意を反映させるため毎年4月に会長が招集する。なお、必要に応じて臨時会を開催することができる。
- 3 役員会は、毎月定例に開催する理事会と必要あるとき開催される執行部会からなり、会長が招集する。
- 4 常会は、班あるいは組毎に構成員間の親睦や意見を交換する場として必要に応じて開催することができる。この場合その内容を理事会に報告することとする。

(代議員会)

第 18 条 代議員会は、組長を構成員として次の事項を審議し表決する。

- (1) 予算決議に関すること
- (2) 事業に関すること
- (3) 会則に関すること
- (4) 役員承認に関すること
- (5) その他必要と認めたこと

(理事会)

第 19 条 理事会は、第 10 条 1 号から 6 号の者を構成員として次のことを審議し表決する。

- (1) 代議員会に関する事
- (2) 事業の執行に関する事
- (3) 役員を選任に関する事
- (4) その他必要と認めた事

(執行部会)

第 20 条 執行部は、第 10 条 1 号から 3 号及び 5 号の役員からなり本会運営に責任を持つ。

(臨時の開催)

第 21 条 第 17 条第 2 項に規定する臨時会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 理事の 3 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき
- (3) 組長の 5 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき

(議 長)

第 22 条 代議員会の議長は、会長が務めることとし、役員会においては会長又は会長から指名された者が議長を務めることとする。

(定足数)

第 23 条 会議は、その構成員の 2 分の 1 以上が出席しなければ開催することができない。

(代理出席)

第 24 条 代議員会の出席に限り、組長が指名した代理人に表決を委任することができる。

ただし、出席代理人は当該組長と同一の組の構成員に限られる。

(委 任)

第 25 条 会議に出席できない役員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決を委任することができる。この場合第 23 条の規定の適用は出席したものとみなす。

(待遇者の出席)

第 26 条 会長は、待遇者をそれぞれの会議に出席を求め意見を聴取することができる。

ただし、定足数及び表決数に算入しない。

(表 決)

第 27 条 会議の議事は、特に定めのない場合はその会議の構成員の過半数で決し可否同数のときは議長がこれを決する。

(表決権)

第 28 条 会議の構成員は、各々 1 箇の表決権を有する。

第8章 運 営

(部の設置)

第 29 条 本会の活動を効果的に行うため、総務部・文化部・厚生部・防災部の4部を置く。

(理事の所属)

第 30 条 理事が所属する部は会長が指定する。

(事務分掌)

第 31 条 各部の事務分掌は次のとおりとする。

(1) 総 務 部

- ① 各部を統括し本会活動の円滑化に関する事務
- ② 代議員会及び理事会等諸会議の運営に関する事務
- ③ 渉外・広報・庶務に関する事務
- ④ 公的機関に対する募金及び寄付に関する事務
- ⑤ 役員の研修に関する事務
- ⑥ 中町公民館の運営及び管理に関する事務
- ⑦ 他の部に属さない事務

(2) 文 化 部

- ① 文化及び社会教育に関する事務
- ② 体育及び健全娯楽に関する事務
- ③ 青少年及び子供会の指導育成に関する事業
- ④ 会員の親睦に関する事務
- ⑤ その他必要と認めた事務

(3) 厚 生 部

- ① 健康及び保健に関する事務
- ② 福祉及び相互扶助に関する事務
- ③ 環境衛生及び清掃に関する事業
- ④ 資源回収に関する事務
- ⑤ その他必要と認めた事務

(4) 防 災 部

- ① 自主防災の推進及び実践に関する事務
- ② 防犯対策の推進及び実践に関する事務
- ③ 交通安全対策の推進及び実践に関する事務
- ④ 本項各号に必要な機器等の整備に関する事務
- ⑤ その他必要と認めた事務

第9章 資産及び会計

(資 産)

第 32 条 本会の資産は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 会 費
- (2) 活動に伴う収入
- (3) 寄 附 金

- (4) 財産目録に記載する資産
- (5) 資産から生じる果実
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第 33 条 本会の資産は、会長が管理しその方法は理事会がこれを定める。

(資産の処分)

第 34 条 第 32 条 4 号の資産のうち、固定資産を処分する場合はそれぞれの会議の出席者の 3 分の 2 以上の承認を必要とする。

(会費の額)

第 35 条 本会の会費の額は、理事会の議を経て代議員会が決定する。

(会費の収納)

第 36 条 会費の収納は、年度の開始から 3 箇月以内にその年度に収納すべき会計金額を収納する。ただし、これによりがたい場合は 3 箇月毎あるいは 6 箇月毎の収納を認めることとする。

(経費の支弁)

第 37 条 毎年度の経費は、当該年度の収入で支弁する。

(継続費)

第 38 条 前条の規定に関わらず、特別の要因がありその履行に数年度を要するものは、予算の定めるところにより継続して支出することができる。

(会計年度)

第 39 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

(出納閉鎖)

第 40 条 本会の出納は、翌年 3 月 31 日で締め切る。

(会計報告)

第 41 条 会長は、年度の終了後速やかに事業及び決算内容の監査を受け、代議員会に報告し承認を得なければならない。

第 10 章 会則の変更

(会則の変更)

第 42 条 この会則は、代議員会の表決を得なければ変更することができない。

(細則の制定)

第 43 条 この会則の施行に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

第11章 補 則

(書類の備え)

第 44 条 本会の事務所に、会則・規則・会員名簿・代議員会及び理事会の議事録・収支に関する帳簿その他必要とする書類を備えておかなければならない。

(慶 弔)

第 45 条 会員に慶弔等があった時は、慶賀又は弔意若しくは見舞いを表することができる。

(顕 彰)

第 46 条 本会に功労顕著な者、および、会員の善行、名誉などの行いが他の模範となるものを顕彰することができる。

附 則

- 1 この会則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 戸田市中町会会則（昭和 39 年制定）は廃止する。

参 考（旧会則の改定履歴）

昭和 60 年 3 月 30 日	一部改正
昭和 63 年 3 月 30 日	一部改正
平成 5 年 3 月 30 日	一部改正
平成 6 年 1 月 1 日	一部改正
平成 18 年 4 月 1 日	一部改正
平成 22 年 4 月 1 日	一部改正
平成 25 年 4 月 1 日	一部改正